

## ～未熟児養育医療について～

低体重や早産などで、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児（0歳児）に対し、その入院に必要な医療費を公費負担する制度です。

【対象者】大仙市に住所を有する乳児で、次の1、2のいずれかの症状等があり、医師が入院養育医療を必要と認めた場合、対象となります。（出生時から一度も退院していない場合に限ります。）

### <主な症状等>

1. 出生時の体重が2,000g以下の者

2. 生活力が特に弱く、次のいずれかの症状を示す者

#### ○一般状態

- ・運動不安、痙攣がある
- ・運動が異常に少ない

#### ○体温

- ・体温が摂氏34度以下である

#### ○呼吸器・循環器系

- ・強度のチアノーゼが持続している又はチアノーゼ発作を繰り返している
- ・呼吸数が毎分50以上で増加傾向にある又は呼吸数が毎分30以下である
- ・出血傾向が強い

#### ○消化器系

- ・生後24時間以上排便がない
- ・生後48時間以上おう吐が持続している
- ・血性吐物又は血性便がある

#### ○黄だん

- ・生後数時間以内に現れる又は異常に強い黄だんがある

【給付の内容と自己負担について】指定医療機関での入院医療費が給付の対象となります。

### \*費用の内訳

未熟児の治療に係る総医療費（健康保険適用分）		差額ベッド代、おむつ代等
健康保険者負担分	養育医療給付対象分	
	養育医療公費負担分	※1 自己負担分
		※2 自己負担

※1 世帯の所得税額に応じ、徴収基準月額（自己負担金）が生じます。

大仙市では福祉医療費として扱います。福祉医療費受給者証をお持ちの方は、福祉医療費を充当する手続きを行います。

※2 健康保険対象外分については、医療機関の窓口で直接お支払いください。

【手続きに必要なもの】

必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 養育医療申請書	
<input type="checkbox"/> 世帯調書	
<input type="checkbox"/> 養育医療意見書	指定医療機関の担当医師が記載します
<input type="checkbox"/> 赤ちゃんの健康保険証（写）	
<input type="checkbox"/> 赤ちゃんの福祉医療費受給者証（写）	
<input type="checkbox"/> 市民税課税・非課税証明書（原本）	世帯調書に記載した方のうち、学生や 15 歳未満の方を除く全ての方の提出が必要です。 ●申請時期が4～6月の場合 前年度の証明書 ●申請時期が7～3月の場合 今年度の証明書  ※市役所税務課又は支所市民サービス課で発行します。養育医療申請に必要な旨を窓口でお伝えください。発行料金が無料になります。
<input type="checkbox"/> 同意書	
<input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの	
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認ができるもの	

※マイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、申請時にマイナンバーの記入と本人確認が必要です。

※書類が全て整ってから申請してください。

【その他】

- ・未熟児養育医療の給付決定後、養育医療券を発行します。医療券が届きましたら、指定医療機関に提示してください。
- ・医療機関の変更や診療予定期間を超えて入院養育が必要な場合は、事前に申請が必要になります。なお、退院後の養育医療の再申請は認められません。

<申請・問い合わせ>

●大仙市こども未来部 こども家庭センター  
 （大仙市健康福祉会館2階）Tel.0187-73-6811